平成３０年（フ）第７号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根211番地　グリーンハイツ102
債務者　伊舎堂　正
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第２９９号
神戸市東灘区本山中町１丁目11番16号　コーナンコートドール303号
債務者　山本　容子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９０号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心402号
債務者　上田　　愛
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４１６号
名古屋市名東区社台３丁目197番地　サンガーデン社台Ａ棟201号、従前の住所名古屋市中川区江松１丁目1101番地　ノースリマーニ201号
債務者　赤木　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６５号
愛知県小牧市小木南３丁目８番地１　コーポすみれ201号
債務者　早川　和彦
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５６８号
愛知県春日井市押沢台４丁目５番地27
債務者　ＧＡＲＡＧＥ　ＢＢこと　町野　勝英
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０６号
名古屋市西区栄生３丁目20番18号　Ｍ’ｓ　ＦＯＲＥＳＴＡ　203号
債務者　江見　勝年
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１３号
名古屋市瑞穂区浮島町３番４号　ＨＡＯＳ－ＭＩＺＵＨＯ　301号
債務者　柳田　秋人
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６４９号
愛知県あま市甚目寺郷前88番地　アーバンハイツＢ　101号
債務者　内田　綾香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７１７号
名古屋市緑区旭出２丁目628番地　ソレール101号、従前の住所名古屋市緑区旭出１丁目601番地　パークホームズ滝の水ガーデンコート110号
債務者　土本真紀子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
和歌山市西庄155番地　県住５－４－160号
債務者　津森　勇軌
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０８号
和歌山市今福１丁目10番18号
債務者　Ｐｒｉｍａ　Ｈａｉｒこと　村上　貴則
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１１号
和歌山市和歌浦東２丁目４番67号
債務者　西村　則子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１４号
和歌山市栄谷364番地11　ベルエール白邸202、前住所和歌山市大谷74番地12
債務者　米田　康誠
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２３号
和歌山市島105番地２　県営ニューかわながし団地１－２－11
債務者　清水　明博
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２４０号
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3373番地の１
債務者　大久保竹の（旧姓政本）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係